

杉並区議会常任等委員長会運営要綱

(平成23年10月11日杉議会第673号)

改正 平成25年2月28日杉議会第1060号

(目的)

第1条 この要綱は、杉並区議会会議規則（昭和31年9月25日議決）第125条第4項の規定に基づき、常任等委員長会（以下「委員長会」という。）の運営等について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 委員長会の所掌事項は、杉並区議会委員会条例（昭和31年杉並区条例第14号）第2条第2項各号に規定する各常任委員会、議会運営委員会及び同条例第4条の規定により設けられた特別委員会（以下「各委員会」という。）の運営等に関し、協議又は調整を行うものとする。

(組織)

第3条 委員長会は、議長、副議長及び各委員会の委員長をもって構成する。

(会議)

第4条 委員長会は、議長が招集し、会議を統括する。

2 議長に事故があるときは、副議長がその職務を行う。

3 各委員会の委員長がやむを得ない理由により出席できない場合は、各委員会の副委員長を出席させることができる。

(会議の非公開)

第5条 委員長会は非公開とする。ただし、委員長会が特に必要と認めたときは、この限りではない。

(庶務)

第6条 委員長会の庶務は、区議会事務局議事係において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員長会の運営について必要な事項は、議長が委員長会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月11日から施行する。

附 則（平成25年2月28日杉議会第1060号）

この要綱は、平成25年3月1日から施行する。